（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第二百六十六条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第五十八条第一項中「還付を受ける権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十七条　施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第五十二条第五項又は第五十八条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二百六十七条の二　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十七年法律第　　号」を「平成二十九年法律第四十五号」に改める。

（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律及び森林法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百六十七条の三　次に掲げる法律の規定中「平成二十八年法律第　　号」を「平成二十九年法律第四十五号」に改める。

一　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第三号

二　森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）附則第一条第二号

第十章　経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第二百六十八条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二百六十九条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三十八条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十条　施行日前に理事、清算人又は会長となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第三十八条第二項（新中小企業等協同組合法第六十九条、第八十二条の八及び第八十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（小型自動車競走法の一部改正）

第二百七十一条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第二百七十二条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条の五第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十三条　施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（前条の規定による改正前の商品先物取引法第百二十九条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、前条の規定による改正後の商品先物取引法第百三十一条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正）

第二百七十四条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第一号中「対価」の下に「を提供した場合において、対価」を加え、「、又はこれを受領することができないとき」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「訴が」を「訴えが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　対価を受けるべき者が対価を受領することができないとき。

第九十八条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第百十三条の見出し中「しんしやく」を「しん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんしやく」を「しん酌」に改める。

第百十五条第一項を次のように改める。

損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

二　損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

第百十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十五条　施行日前に前条の規定による改正前の鉱業法（以下この条において「旧鉱業法」という。）第九十三条の規定により対価の支払義務が生じた場合におけるその対価の供託については、なお従前の例による。

2　施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の鉱業法（第四項において「新鉱業法」という。）第百十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　旧鉱業法第百十五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

4　新鉱業法第百十五条第二項及び第三項の規定は、損害賠償請求権の旧鉱業法第百十五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（信用保証協会法の一部改正）

第二百七十六条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「取引」の下に「をし、又は当該理事と協会との利益が相反する行為」を加え、「双方代理」を「双方代理等」に改める。